

利用者に有益な情報提供として、飲食関係・交通関係・宿泊関係などの近隣情報を掲示するなどして利便性の向上に努めます。

サ 風情ある公園の演出

四季折々の公園の表情を演出します。

- ・ 4月 桜の季節のボンボリ点灯
- ・ 1月 正月の門松（職員作成）
- ・ その他

シ 無料開放日の設定

鳥取県民の日条例に基づく無料開放に加え、独自に5月の「みどりの日」及び10月の「都市緑化月間」において無料開放日を設定します。

無料開放	期間
とっとり県民の日	9月12日及び9月第2土曜日とその翌日の2日間
みどりの日	5月3日から5月5日の3日間
都市緑化月間	10月第3週の月曜日から金曜日の5日間

ス 利用料金外の使用料について

利用者からの要望が高い下記の使用料については、常識の範囲内で一般的な使用料金を設定し利便性の向上に努めます。

項目		単位	料金設定
コピー	A4・B4	白黒	1枚 10円
		カラー	1枚 50円
	A3	白黒	1枚 20円
		カラー	1枚 80円
ファクシミリ	県内	1枚	10円
	県外	1枚	20円
氷		1式	100円

セ Wi-Fi 環境の整備

鳥取県が整備した無料公衆無線 LAN のアクセスポイントは、陸上競技場内及び県民体育館メインアリーナ内に限られており、その他の施設や園内は整備されていないため、Wi-Fi 環境の整備を推進します。

ソ 宣伝広報業務

布勢公園の紹介をはじめ、行っている事業やその他依頼のあった広報物など、布勢公園の利用促進を図るものについては、目的にあった手段を用いて効果的な広報に努めます。

(2) 自動販売機の設置

ア 設置の考え方

利用者の利便性向上のため、また収入確保のため下記により自動販売機を設置します。

- ・ネーミングライツの契約に基づいた県からの指示により、コカ・コーラボトラーズジャパンの自動販売機設置に協力します。
- ・コカ・コーラボトラーズジャパンの自動販売機以外の設置は委託業務とし、公募により委託業者を決定します。
- ・できる限り、災害避難場所、障がい者スポーツの拠点等考慮した自動販売機の設置に努めます。
- ・布勢公園の設置目的に合致しないものは設置しません。
- ・その他、利用者の利便性の向上に努めます。

イ 設置内容

上記の考え方にに基づき、平成31年度から令和5年度までの契約で園内に42台設置しました。

- ・飲料水（通常自販機）……………22台
- ・飲料水（電子マネー対応）………5台
- ・飲料水（ユニバーサル）……………10台
- ・飲料水（オリンピック支援）……1台
- ・アイスクリーム……………2台
- ・栄養補助食品……………2台

(3) 利用者の要望等把握及び対応方針

利用者にとって満足度の高い公園を実現するため、情報を効率よく効果的に収集し、ニーズや要望または苦情等を把握するとともに、対応の必要なものは速やかに応えられるよう取り組みます。

ア 要望等の把握方法

(ア) 意見箱の設置

利用者が簡単に要望等を伝えることができるよう、陸上競技場及び体育館のロビーに意見箱を設置します。

また、サイレント・カスタマーを防ぐために匿名性を維持し、投函しやすい環境に配慮します。

(イ) アンケート調査

施設全体の利用満足度や教室の参加満足度など、様々な場面でのアンケートを年4回以上実施し、速やかに分析・評価・対策等に活かしていきます。

(ウ) その他の主な取り組み

より幅広く情報を収集するために、インターネットの活用、利用者から生の声を聴くなど、日ごろから情報収集に努めます。

(エ) 対応方針

集まった情報を分析・分別し、対応が必要なものについては緊急度別に優先順位をつ

けるなどして、可能な限り応えられるよう取り組みます。

6 災害・事故等の未然防止と緊急時の対応

(1) 未然防止の対策

全職員の理解と心構えにより、万全の未然防止体制を確立します。

ア 火災の未然防止

(ア) 消防計画に基づき、総合的な訓練を行うとともに、部分訓練等において設備の使用
方法や消火活動・避難誘導などを全職員が体験することで、常日頃から緊急時のイメ
ージトレーニングを行い、想定外を想定内にできる体制を整えます。

(イ) 消防設備の点検を日常的に行うとともに、委託業者により定期的に点検することで
常に正常に作動できる状態にします。

(ウ) 電気室などの火災が発生しやすい場所を把握し重点的に管理します。

(エ) ガソリンなどの燃料は危険物取扱者により厳重に管理します。

(オ) 全職員が消火器等の位置を把握し、誰もが使用できるよう訓練します。

イ 地震・津波の事前対策

県が策定した鳥取県震災対策プラン（平成22年度）に基づき、万が一の際に被害を最
小限に食い止められるよう、定期的な訓練により職員自身の安全を確保するとともに、利
用者を安全に避難誘導できるよう取り組みます。

また、けが人に対する応急用具や避難に必要な道具など、主なものを下記3つの項目に
分け常備します。

緊急資材	避難誘導資材	災害対策資材
・救急箱 ・担架 ・AED ・毛布 ・タオル ・氷	・懐中電灯 ・メガホン ・トランシーバー ・ヘルメット ・ホイッスル	・スコープ ・ロープ ・荷車 ・非常用ラジオ ・ブルーシート ・レインコート

ウ 事故の未然防止

(ア) 予見回避義務に基づく安全対策を講じ、園内巡視・点検を徹底して行います。

(イ) 特に遊具など危険度の高いものは、職員の日常点検を欠かさず行います。

(ウ) 危険箇所を発見した場合は、速やかに立入禁止等の措置をとるなど利用者の安全を
確保します。

エ 感染症の未然防止

毎年流行するインフルエンザや、デング熱などの感染予防として下記のとおり対応し
ます。

- ・アルコール消毒液の設置
- ・看板などによる手洗い、マスク着用の呼びかけ
- ・定期的な換気
- ・水たまりの除去、防虫剤の設置
- ・虫よけスプレーの貸し出し

オ 蜂対策

春先から秋の終わりごろにかけて、園内に蜂（主にスズメバチ）が発生することがあるため、事前に蜂捕獲器を設置し蜂の増殖を防ぐとともに、蜂や巣を発見した際は速やかに駆除します。

カ 小型無人機（ドローン）の取り扱い

県が示す「県立都市公園における小型無人機等の飛行に係る取扱いについて」に基づき、禁止とする行為に抵触しないよう注意を促し、使用者にも来園者にも安全に使用していただきます。

キ 防犯対策

（ア）職員による巡回

毎日2回（午前1回・午後1回）の巡回を行い、特にトイレや更衣室など周囲から見えにくい場所は重点的に確認するとともに、あいさつ等で積極的に声掛けを行うことで不審行動の抑止となるよう努めます。

（イ）警察との連携・防犯研修の実施

警察の協力を得て防犯訓練を行い、本番さながらの実技によって対応を身につけます。また、公園内の犯罪が起こりそうな場所や改善策など現地を見ながらアドバイスいただき、日ごろの防犯に活かしていきます。

（ウ）その他の主な取り組み

- ・犯罪の可能性が高い場所への防犯カメラ設置
- ・外部委託業者や警察との連携
- ・見通しの良い公園、明るい公園の環境整備（照明増設、植栽管理）

ク スポーツ活動における事故等未然防止

スポーツ活動は道具を使うものや激しく体が接触するものなど、事故やけがに繋がりがやすいため、施設の瑕疵によって事故等が起こらないよう取り組みます。

（ア）日常点検による危険回避対策

小さな気づきが重大事故を防ぐという意識を常にもち、施設や設備・器具の日常点検を丁寧に行うことで、ネジの緩みやフロアの水分、芝生の凹凸など些細な異常も見逃さずに対応します。

（イ）熱中症の未然防止

高齢者や子ども達にとっては命も落としかねない熱中症に対し、下記の対策により未然防止に努めます。

- ・チラシやポスター、窓口でのモニターによる呼びかけなどの注意喚起
- ・ミストの設置
- ・熱中症予防に係る常備品の確保
- ・適切な冷房の活用
- ・WBGT指標系の活用と情報提供
- ・扇風機の活用

(ウ) その他の主な取り組み

- ・自己管理に役立てるための体重計・血圧計の設置
- ・準備運動やストレッチの指導
- ・張り紙や巡回によるルール・マナーの遵守

ケ AED（自動体外式除細動器）の取り扱い

突発的な心臓停止に対する処置は1分1秒を争う時間が勝負となるため、広大な敷地を保有する公園では様々な場所で事故が起こることを想定して、AEDの設置場所や機器の正しい使用方法などが適切かつ迅速に行えるよう取り組みます。

- (ア) 公園全体をカバーするため、7台のAEDを適切な位置に配置します。
- (イ) 誰にでも設置場所が分かるよう、張り紙等で掲示します。
- (ウ) 1日1回の日常点検を行います。
- (エ) 全職員がAED使用法及び心肺蘇生法の講習を2回以上受講します。

コ 応急処置に必要な備品の常備

園内での様々な活動中に起こりうるケガ等に対応するため、応急処置に必要な備品を陸上競技場・県民体育館・テニスコート・野球場に常備します。

(2) 緊急時の対応

危機管理マニュアルに基づき各種訓練を実施するなど、万が一の緊急時に適切に対応できるよう体制を整えます。

ア 災害時における対応

(ア) 火災の場合

消防計画に基づき、自衛消防隊を組織して対応します。

(イ) 地震・津波の場合

地震発生の場合は、津波が発生することを念頭におき下記のとおり対応します。

対応	職員の行動
1次対応	<ul style="list-style-type: none"> ○「緊急時地震速報」「津波警報・注意報」が発令されたことを放送する ○利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待機する ○移動できればドアを開放し避難口を確保する ○津波警報発令の際は、高台（展望台など）へ避難誘導する
2次対応	<ul style="list-style-type: none"> ○園内や建物の外観を点検した後、細部の点検を行う ○建物等に大きな被害がなくても、電気・水道の供給が停止している場合

	は、避難所としての開設を見合わせ、詳細な確認と県・市との協議の上、慎重に対応を行う。
--	--

(ウ) 台風・豪雨・積雪の場合

天気予報等の情報を注視し、下記のとおり対応します。

対応	職員の行動
1次対応	<ul style="list-style-type: none"> ○植栽の養生やごみ箱の固定など ○看板等飛ばされる恐れがあるものは移動または撤去する ○必要があれば自主事業などを中止し、競技大会等は主催者と協議する ○被害があれば県と協議しながら対応する
2次対応	<ul style="list-style-type: none"> ○適時、園内巡視を行い被害状況の把握等に努める ○故障・損傷・積雪などは、早急に復旧作業を行う

イ 事故発生時における対応

(ア) 事故者の救護

事故発生の通報等を受けた場合は、職員が速やかに現場に向かい、状況により被害者の救護、救急車の要請・誘導を行うとともに、必要に応じて警察等への連絡を行います。

(イ) 速やかな対応と事故報告

現場の確認とともに、園長・次長への報告により、対応の指示を仰ぎながら適切に対応します。

また、必要に応じて事務局、県への報告を行い、連携して対応します。

(ウ) 二重事故の防止

事故発生現場において度重なる事故が発生しないよう、速やかに施設の立入や利用の制限を行うとともに、応急処置・修繕を行い再発防止に努めます。

(エ) 事故の再発防止

事故の状況を記録・分析し、原因を明確にしたものをデータとして蓄積・共有することで、可能な限り対応策を講じ、事故が再発しないよう取り組みます。

ウ 不審者対応

状況により3段階で判断し、下記のとおり対応します。

対応	不審者の状況	職員の行動
1次対応	不審行動がみられる	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者の行動を観察する ○2名以上の職員で対応し、声掛けなどを行う
2次対応	明らかな不審行動	<ul style="list-style-type: none"> ○警察へ連絡する ○利用者の避難または準備をする
3次対応	危害を加えると判断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難を行う ○警察到着まで、不審者を刺激しないよう対応する ○危害を加えてきたら「さすまた」を使用し対応する

エ 応急手当・心肺蘇生の対応

(ア) ケガ等に対する応急手当

活動中に起きる主なケガは、捻挫・打撲・肉離れが大半であり、症状の程度に関係なく「RICE」処置により様子をみます。

骨折等の疑いがある場合は、救急車を要請し、指示を仰ぎながら対応します。

(イ) 心肺停止などに対する対応

心肺・呼吸の停止を確認した場合、直ちに救急車の要請を行うとともに、職員間で連携し心肺蘇生法及びAEDの準備を行います。1人での対応を迫られた場合は、利用者等へ協力を求め、適切な指示を行い、救急隊の到着まで可能な限りの対応をします。

オ 受援体制

災害等により、避難場所等として指定された場合は、市のマニュアルにより施設管理者の役割を担います。基本的には、避難場所の開錠・施錠、必要な設備の準備・可動、施設の利用に係るものの対応としますが、状況により市や県と協議の上でできる限りの協力を行います。

カ 防災公園としての取り組み

布勢公園の地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県民に重大な影響を及ぼす恐れのある災害に対処するため、災害予防などに関し、県及び防災関係機関と連携し、県民の生命を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することの趣旨を理解し取り組みます。

(ア) 広域防災拠点として

布勢公園は県内で広域防災拠点（東部圏域）の一つであるため、大規模災害発生時には、その他の拠点となる東郷湖羽合臨海公園南谷広場（中部圏域）、鳥取県消防学校（西部圏域）と、連携をとるなど、県の指示に従いながら広域防災拠点の活動が円滑に進められるよう全面的に協力します。

(イ) ヘリコプターの離発着について

球技場が広域搬送拠点（SCU）に設定されているため、ヘリコプターの離発着の際には、利用者の安全確保や救急車の誘導など、適切に対応できるよう取り組みます。

キ J-アラートシステムを活用した緊急対応

対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などについての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することが出来るJ-ALERTの最大の特徴を生かし、緊急情報を受信した場合は、速やかに利用者の安全を確保し、最善の対応を取ります。また、国や県が行う情報伝達訓練などに積極的に参加し、即応体制を整えます。

ク その他の対応

(ア) PM2.5、黄砂などに関する注意喚起

鳥取県環境立件推進課が発信する情報をロビーに掲示するなどして注意喚起します。

(イ) 差別落書き等

県が定めた「差別落書き未然防止指針」により対応し、万が一発見した場合は「差別落書き対応要領」に基づき適切に対応します。

(ウ) 事故・被害等の報告

施設や設備に係る事故・被害が起こった際には、来園者及び従業員の身体、生命に危険が伴う場合や、施設の管理・運営に大きな影響が生じる場合には速やかに県に報告します。

(3) 賠償責任保険の加入

管理者として瑕疵がある事故や被害等が起こった場合の補償に備えて下記の保険に加入します。

ア 公園全体に関わる保険

保健の種類	対象	保証額
施設所有者賠償責任保険	対人	1億円／1事故10億円
	対物	1事故500万円
	免責	1事故1,000万円

イ スポーツ教室に関わる保険

保健の種類	対象	保証額
スポーツ安全保険	教室活動中のケガ 経路往復中の事故	死亡2,000万円
		後遺症3,000万円
		入院1日4,000円
		通院1日1,500円

ウ イベントに関わる保険

保健の種類	対象	保証額
イベント保険	イベント活動中のケガ 経路往復中の事故	死亡100万円
		後遺症100万円
		入院1日1,500円
		通院1日1,000円

7 管理経費

安全・安心な公園管理、利用者へのサービス向上を図りながら、管理経費の効率化を進め、安定的に管理・運営が行えるよう収支計画を策定します。

(1) 管理経費の効率化

安全を確保するための施設の修繕や利用者への更なるサービス向上を図る項目に重点的に予算を配分し、各事業では費用対効果を十分に分析し経費の削減に努めます。

ア 重点的に予算を配分する項目

項目	主な内容
施設の修繕・更新	築30年以上経過し老朽化しているため、全体的に施設の修繕・更新が必要と考えられる
公平な公園づくり	障がい者スポーツの拠点としてのバリアフリー化 子育て世代に向けた環境整備 グローバル化への対応
サービス向上	サービス向上への積極的な改修や設備導入

イ 経費の節減

項目	主な内容
費用対効果	事業の費用対効果を検証
契約の見直し	電力や水道などの契約見直し
委託業務	原則複数年契約の競争入札
無駄の排除	職員が節電・節水を徹底
省エネ化	LED化など

8 組織及び職員の配置

(1) 管理・運営の組織

ア 施設長の人選

管理責任者である施設長には、都市公園の管理・運営やスポーツ振興事業に長年携わってきた経験豊富な人材を配置します。

イ 管理・運営の体制

(ア) 職員の配置

指定管理委託業務仕様書の職員配置義務に該当する資格や経験を有する職員を適正に配置します。

また、県民体育館トレーニングルームにおいては、民間ボランティアによるサブトレーナーを配置することで、トレーニング指導等の充実を図ります。

【参考：平成31年度 職員配置状況】

役職	人数	指定管理委託業務仕様書の配置義務（ ）表示及びその他の業務内容
園長（正職員）	1名	(2) 管理責任者、(5) 体育施設管理士
次長（正職員）	1名	(2) 管理責任者の補佐、その他全般業務
副主幹兼体育指導員 （正職員）	1名	(3) 受付業務、(5) 体育施設管理士、(6) 芝管理3年以上経験者、(7) 植栽管理3年以上経験者、その他全般業務
副主幹（正職員）	1名	(3) 受付業務、その他経理業務

スタッフ（正職員）	5名	（3）受付業務、（4）スポーツ指導等業務、（5）体育施設管理士、その他管理・運営業務
スタッフ兼体育指導員（正職員）	2名	（3）受付業務、（4）スポーツ指導業務、その他管理・運営業務及び外部での体育指導等業務
常勤嘱託職員	10名	管理・運営の補助業務、電気設備専門業務など
非常勤嘱託職員	6名	管理・運営の補助業務、公園美化業務など（障がい者の雇用促進2名含む）
合計	27名	

【参考：指定管理委託業務仕様書 人員体制 抜粋】※項目番号は仕様書のとおり

（2）管理責任者（以下「園長」という。）を1名配置すること。なお、管理責任者が不在であっても管理及び緊急時の対応が可能な職員を常時1名以上配置すること。	2名配置
（3）受付業務には、利用時間中、窓口のある陸上競技場、県民体育館に常時各1名以上配置すること。	23名配置
（4）公園利用者にスポーツ・レクリエーションの指導・助言を行い、かつ陸上競技場及び県民体育館のトレーニングルームでの指導等を行うため、(公財)日本体育施設協会公認トレーニング指導士又は(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有する専任の職員を1名以上配置すること。	4名配置
（5）布勢公園は、第1種公認陸上競技場を有する等、高水準の施設の維持管理が必要とされるため、(公財)日本体育施設協会公認体育施設管理士（以下「体育施設管理士」という。）の資格を有する職員を1名以上配置すること。	3名配置
（6）陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場の芝グラウンドの適正な管理の為、洋芝（ティフトン等）の競技用芝グラウンドを3年以上管理した経験を有する専門職員（グラウンドキーパー）を1名以上配置すること。ただし、芝グラウンドの管理を第三者に委託する場合には、委託業者にその能力を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、競技用芝グラウンドを通算で3年以上管理した経験を有する職員を1名以上配置すること。	1名配置
（7）布勢公園内の植栽の適正な管理のため、国土交通大臣認定1級造園施工管理技士及び厚生労働大臣認定1級造園技能士の資格を有する職員を各1名以上配置すること。 ただし、植栽の管理を第三者に委託する場合には、委託業者	1名配置

にその資格を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、3年以上の植栽管理経験を有する職員を1名以上配置すること。	
--	--

(2) 継続雇用に関する方針

本会は、引き続き施設管理・運営に従事することを希望する者の継続雇用を原則とし、「人材は財産」と考え、県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚の実現に向けて、職員一人一人がいきいきとやりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場を目指します。

また、心身の健康問題を抱える人のためにも、メンタルヘルスの大切さを認識し、ワーク・ライフ・バランスを実現させるために、積極的に働き方改革を進めていきます。

(3) 障がい者又は高齢者の雇用

公園美化業務、夜間専門業務といった比較的簡易な業務や、電気・機械設備管理業務など専門職を退職された方に従事していただきたい業務内容について、障がい者や高齢者を積極的に雇用します。

(4) 勤務ローテーション

労働基準法などの慣例法令を遵守し、管理・運営を効率的に行うための適正なローテーションを組み立てます。

なお、園長不在時に事件や事故、災害などが発生した場合には、緊急連絡網を用いて園長並びに本会事務局に連絡し、一次対応が遅れない体制を確立します。

(5) 人材育成

よりよいサービスの提供や安全・安心な施設の管理・運営を行うためには、職員の資質・能力の向上が不可欠であり、本会では、多様な方策による人材育成に積極的に取り組みます。

ア 就業体制・労働法規遵守・福利厚生体制

労働基準法やその他労働関係法規を遵守した就業体制を確保するため、職員及び嘱託職員就業規則に基づき、過重な業務の負担を強いることのないよう取り組むとともに、万が一公正な職務執行を脅かす疑いがある場合は、調査、告発、再発防止措置をとります。

また、福利厚生は、必要な社会保険に加入するとともに、仕事と生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスのサポートに関する制度を整備します。

各種休暇の取得促進	有給休暇、介護休暇、育児休業などの取得を促進し、時間外労働を削減するため積極的に働き方改革を推進します。
職員の安全及び健康の確保	労働安全衛生法に基づき、職員安全衛生管理規程を制定し、健康管理を委嘱します。また、全職員に年1回の健康診断を義務付けます。
各種相談窓口の設置	事務局にハラスメントに関する相談窓口を設置します。

職員勤務評定の実施	組織の活性化と職員のモチベーションを高めるため、日常の業務を客観的かつ公平・公正に評価します。
定年後の継続雇用制度	職員が安心して働き続けることが出来るよう定年後の継続雇用制度を設けます。
互助会への加入	職員やその家族を対象として、文化活動や健康づくり、資格取得などを助成する制度に加入します。

イ 研修・講習計画

職場内研修、外部・集合研修など、体系的な研修を行い、職員の資質向上に努めます。また、資格の取得や研修会に参加しやすい体制を整えます。

(ア) 職場内研修

接遇、危機管理、障がい者対応など、管理・運営のために必要な研修を定期的開催します。

(イ) 外部研修・講習

外部で開かれている研修会や、資格取得のための講習会などに積極的に参加し、幅広い分野の知識を習得します。

(ウ) 自主研修

外部で開催される人権研修への参加を年2回義務付けることで、その他の研修等への意識を高め、職員一人一人が自発的に研修等を行うことで資質向上を図ります。

(エ) 資格取得及び研修会参加へのサポート体制

指定管理を受託する上で必要な資格や、管理・運営をよりよくするために必要と判断した資格・研修などを取得・参加しやすくするため、職務の免除及び経費の補助制度を導入します。

9 その他の計画等

(1) 社会貢献活動

社会貢献を理念の一つとして以下のような地域振興、支援活動を行います。

ア 地域との連携

(ア) 地域活性化

外部委託や修繕、消耗品・備品の購入などは、県内事業者への発注に努め、県の経済活性化に貢献します。

また、新しく職員の雇用があった場合は、県出身者を積極的に採用します。

(イ) 職場体験・インターンシップの受け入れ

県内の中・高校生の職場体験及び大学生のインターンシップの受け入れに積極的に協力します。

(ウ) 地元大学との連携

鳥取大学や鳥取環境大学の専門分野を生かしたイベントや教室等の企画・実施や、

講師依頼などで連携をとります。

(エ) 白兔養護学校との連携

白兔養護学校が行っている「作業学習」で使用されるペットボトルを提供します。

作業学習では、使用済みのペットボトルからラベルを剥がし、キャップを取り、きれいに洗い流した後、ラベルはゴミに、キャップは創作活動に利用され、きれいになった容器は改めて布勢公園が回収することでリサイクル活動にもつながります。

イ 障がい者就労施設との連携

自主事業などで使用する参加賞や消耗品等の物品調達について、積極的に発注することで就労機会の確保に寄与します。

ウ ボランティア団体との連携

(ア) ボランティアによる事業協力

地元の企業や学校、地域の公民館や老人会などと連携し、公園内の花壇や緑地の景観管理、園内の清掃活動、イベント等の運営サポートなど、参加される方と地域に密着する公園づくりを継続します。

(イ) ボランティア活動への参加

鳥取砂丘景観保全再生事業の砂丘内除草作業をはじめ、ボランティア活動に積極的に参加します。

(2) 園内の禁煙・分煙

公園敷地内での喫煙は、屋外の定められた場所に限り可能とし、その他はすべて禁煙とします。

また、受動喫煙等を考慮し、喫煙場所の縮小化や移動等見直しを行います。

(3) スポーツ安全保険の推奨

本会が受託しているスポーツ安全保険業務の一環として、スポーツ活動を行う方々を中心に保険の周知に努めるとともに、自主事業においては万が一に備え加入を義務付けます。

(4) 職員駐車場

通勤のために必要な職員駐車場は、あらかじめ県から都市公園法第5条に基づき許可を受け、使用料を納入します。

10 利用者数見込み及び収支計画

(1) 利用者数見込み

943,200 人

(2) 収支計画

(単位：千円)

		内 訳	金 額	
収入項目	利用料収入		40,000	
	自動販売機収入		9,200	
	その他の収入	教室参加料収入	6,555	11,570
		イベント収入	4,700	
		雑収入	315	
県委託料		287,980		
収入合計 (A)			348,750	
支出項目	人件費 (常勤職員)		79,515	
	人件費 (非常勤職員)		2,846	
	施設維持管理費	旅費交通費	520	199,139
		通信運搬費	1,410	
		消耗品費	7,350	
		印刷製本費	1,760	
		燃料費	6,100	
		賃借料	1,740	
		保険料	2,090	
		租税公課費	9,500	
		報償費	2,900	
		食糧費	82	
		手数料	2,360	
		委託料	163,225	
		負担金補助	102	
光熱水料費		52,150		
修繕費		15,100		
支出合計 (B)			348,750	